

第47号議案

教育委員会の権限に属する事務の補助執行について

上記の議案を提出する。

令和6年10月2日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区長 殿

文京区教育委員会

教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定による協議を下記のとおり行います。

記

1 補助執行事務の変更内容

(1) 変更前

区立幼稚園の入園・保育料に関すること

(2) 変更後

区立幼稚園及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の入園及び保育料等に関すること

2 補助執行させる機関

区長の補助機関である職員

3 補助執行の開始日

令和 6 年 10 月 10 日

4 事案の決定

補助執行させる事務に係る事案の決定については、文京区事案決定規程（昭和 61 年 3 月訓令甲第 1 号）に準ずるものとする。

5 その他

補助執行させる事務のうち、特に重要であると認められるものについては、これを教育委員会に諮らなければならない。